

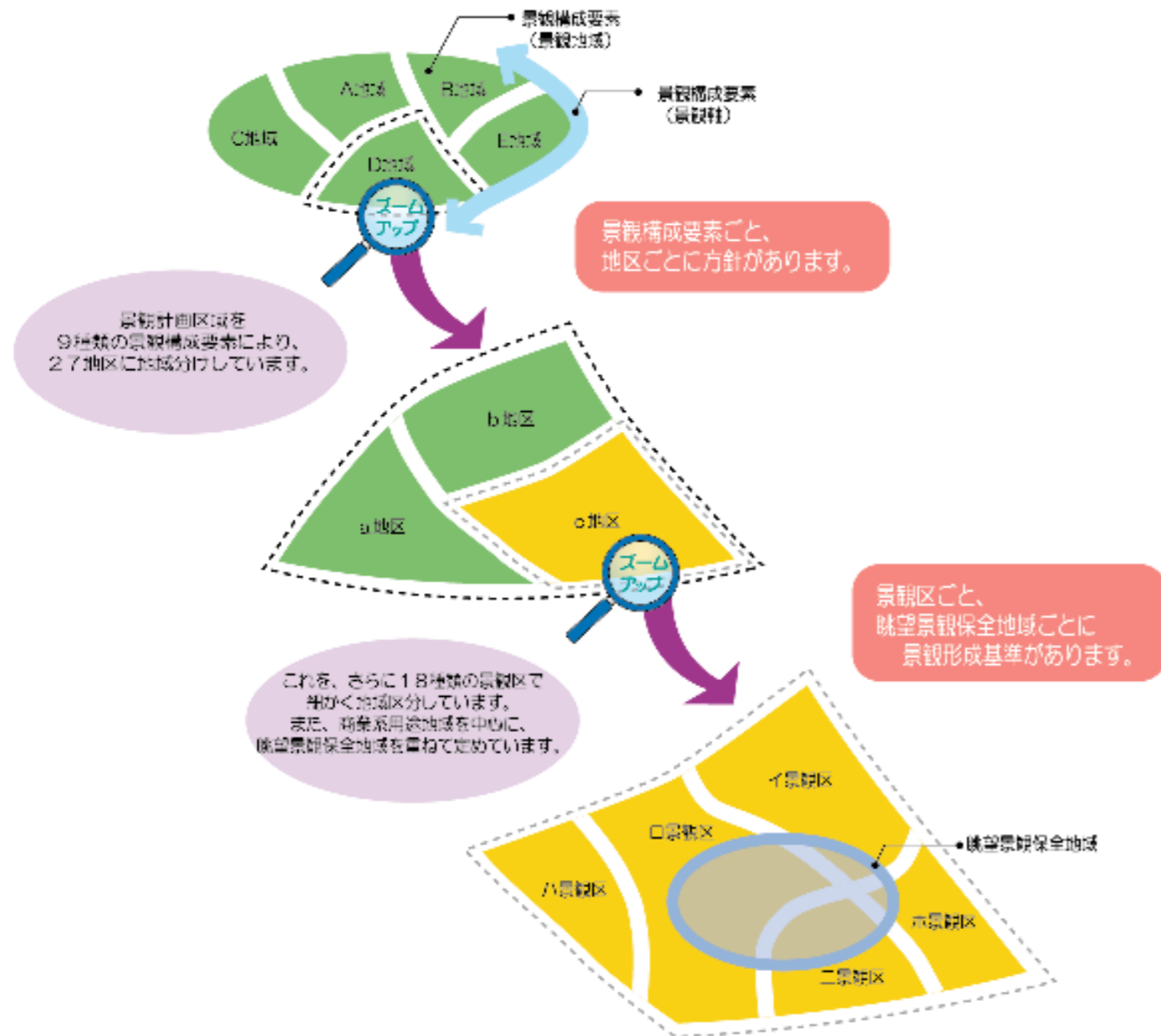
1 景観計画とは…

景観計画は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的に、景観法という法律に基づき定められるものです。大津市景観計画では、その対象となる景観計画区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めています。

2 景観計画区域

大津市景観計画では、景観計画区域を市域全域（琵琶湖の区域を除く）と定めています。大津市景観計画の特徴として、景観計画区域をさらに細かく、また、重なりをもつ地域により区分し、これら地域区分に対応した細やかな方針や制限基準を定めています。

地域区分の概要



3 良好な景観の形成に関する5つの基本方針

基本方針① 水と緑の大景観を守る

大津を特徴づけ、また魅力あるものとし、人々に愛され続けてきた琵琶湖、その琵琶湖に迫り雄大な自然景観を形成する比良山系、比叡山から菅羽山に至る古都を抱く山並み、広大な田園地帯の背後に連なる田上山地など、この琵琶湖と山並みで構成される大景観は、市街地、湖上、山上、山間よりの眺望景観の基底をなす重要な要素となっている。そのため、この自然環境を守ることを大津市の景観形成の第一義とするとともに、琵琶湖や山並みを眺望する視点場及び視点場からの景観を保全する。



基本方針② 古都大津の歴史的景観を守り、育てる

大津は古来より、政治的、経済的、文化的に重要な地域であり続けたことから、各時代の歴史文化資産が重層的に残されており、周辺の自然環境と一体となって、近江八景などに代表される特徴ある歴史的景観を形成してきた。そのため、これらの景観を保全するとともに、都市化の進行により崩されてきた歴史的景観を現代に再生し、歴史資産として、また人々の心にうろおいを与える資産として価値のある歴史的景観を創造する。



基本方針③ 自然と人々の営みが創り出してきた美しい景観を守り、育てる

白砂青松の湖岸、背後に迫る雄大な山並みやそこに端を昇る河川と一体となって形成される田園風景、里山林を背にあるいは湖に面した集落など、豊かな自然と、その中で展開されてきた人々の営みによって、美しい景観が創り出され、また守られてきた。このような景観は、雄大な自然景観の中に織り込まれながら、古都大津の風景を特徴づける重要な景観要素となっている。そこで、地域の人々の手を加えながら、この美しい景観を保全するとともに、より魅力ある、人々を引き付ける景観へと高めていく。



基本方針④ 大津の顔となる景観を創る

大津には、各時代に都、寺院、城郭などを中心としたまちを象徴する景観が形成されてきた。しかし、時代の変化に対応していく中で、従来の顔が喪失されてきた。そこで、大津駅前や浜大津から膳所にかけての湖岸部など、大津の表玄関となる地域において、琵琶湖岸の親水性、まちの借景となる山並み、歴史的まちなみやまち全体が持つ歴史性などの地域特性を積極的に生かし、古都大津の顔となる個性と風格のある都市景観を創造する。



基本方針⑤ 個性ある地域景観を創り、育てる

大津市は多様で重層的な歴史、文化を持つ地域により構成される都市であり、その多様性こそが大津らしさであると考えられることから、各地域において、地域資源を十分に生かし、住民や事業者が主体的に、個性あるまちかどやまちなかの景観づくりなどを推進する。

